

教育改悪3法案の国会提出に断固抗議し廃案を求める(書記長談話)

2007年4月2日

日本高等学校教職員組合

書記長 加門 憲文

政府は3月30日の閣議で、地方教育行政法と学校教育法の改悪案を決定し、すでに決定している教員免許法の改悪案と一括して、同日、国会に提出しました。

これらの教育改悪3法案は、改悪教育基本法の具体化であり、国家による教育の管理・統制の強化によって「戦争する国の人づくり」をすすめるようとするものであることを厳しく指摘し、政府・与党の国会提出に対して断固抗議し、廃案を求めるものです。

日高教は、この間の教育再生会議の第一次報告、中教審答申に対して見解を明らかにしてきましたが、教育改悪3法案について、改めてその問題点を以下の通り指摘するものです。

まず、地方教育行政法「改正」案では、都道府県教育委員会への指示権などを新たに規定したことです。これは地方自治を踏みにじる、憲法違反の重大な問題です。またこの「指示権」は、地方分権一括法制定で失った文部科学相の権限の「復活」をねらったもので、教育への国家の介入をいっそう強めるものです。地方分権にも逆行し、地方6団体から反対声明が相次ぎ、中教審答申でも異論が続出し反対意見が明記されています。

学校教育法「改正」案では、義務教育の目標に「国と郷土を愛する態度」などを明記し、各学校種の目的、目標を改悪していることです。これは思想・良心・内心の自由を保障した憲法19条に明確に違反します。また、「副校長」「主幹」「指導教員」という新たな職を置くことができるとし、教員を階層化し管理統制をいっそう強め、集団で共同しておこなわれるべき教育活動を破壊するものです。

教員免許法「改正」案では、教員免許に10年の更新制を導入すると同時に、「指導が不適切な教員」の人事管理の厳格化も盛り込んだことです。免許更新制で教員の身分を不安定にすることは、子どもと向き合うよりも管理職の意向を気にし、教育行政や国のいいなりの教員づくりをすすめるものです。

教育改悪3法案は、教育再生会議の乱暴な議論や、中教審の拙速で強引な審議をもとにまとめられた法案であり、まったく国民の声が反映されていません。また、政府・与党が特別委員会の設置をねらっていることは、連日の審議で何が何でも法案の強行成立をねらうものであり、断じて許すことができません。こうした教育改悪3法案は、切実な教育問題の解決を願い、一人ひとりの子どもを大切にす教育をもとめる国民に背を向けるものです。

日高教は、改憲手続法案の強行を許さないたたかいと結合し、父母・国民との共同をいっそう広げ、宣伝・署名活動に全力をあげて世論を結集し、教育関連3法案の廃案をめざしてたたかうものです。